

第3次嘉島町男女共同参画計画



ひと ひと
女と男が認め合い ともにかがやく水の郷づくり

令和3年3月

熊本県嘉島町

はじめに

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現は「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられています。

嘉島町は平成28年3月に「第2次嘉島町男女共同参画計画」を策定し、男女がともに認め合い輝くまちづくりを目指して、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

近年では、国連加盟国の持続可能な開発目標(SDGs)の第5の目標として、「ジェンダー平等を実現しよう」という項目が掲げられるなど、国際的にも女性に対する差別撤廃への関心が高まっています。

このような社会情勢の中、誰もが性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、個性や能力を発揮し、喜びや責任をともに分かち合っていくという男女共同参画の視点に沿った取り組みの推進は、ますます重要になってきます。

本町においても、引き続き、町民や事業者の皆様一人ひとりが男女共同参画社会づくりの意義を理解し、男女手を取り合って活躍できる町を実現するために、「第3次嘉島町男女共同参画計画」を策定します。

今後も、男女共同参画社会の実現を目指し、町民の皆様と一体となってこの計画を推進してまいりたいと考えております。

計画の策定にあたり「嘉島町男女共同参画社会推進懇話会」の委員をはじめ、関係各位の方々には深く感謝申し上げますとともに、計画の推進につきまして、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

嘉島町長 荒木 泰臣

目 次

第1章	計画の趣旨	
1	策定の背景	3
2	計画の目的	6
3	計画の性格と期間	6
第2章	基本理念及び基本目標	
1	基本理念	9
2	基本目標	9
3	計画体系図	10
第3章	基本目標とその取り組み	
基本目標Ⅰ	男女共同参画社会を目指す意識づくり	13
基本目標Ⅱ	さまざまな分野における男女共同参画の推進	18
基本目標Ⅲ	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	23
基本目標Ⅳ	男女が安心して暮らせる環境づくり	28
基本目標Ⅴ	計画推進体制の強化	33
資 料 編		
	用語の説明	37

第 1 章 計画の趣旨

1. 策定の背景
2. 計画の目的
3. 計画の性格と期間

第1章 計画の趣旨

策定の背景

国内外・嘉島町の動き

年号	国際的な動き	日本の動き	熊本県の動き	嘉島町の動き
昭和20年 (1945)	国際連合誕生	婦人参政権確立		
昭和21年 (1946)	婦人の地位向上委員会設置	婦人参政初の総選挙		
昭和42年 (1967)	婦人に対する差別撤廃宣言採択			
昭和50年 (1975)	国際婦人年「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置		
昭和51年 (1976)		「国際婦人の十年」始まる(～1985)		
昭和52年 (1977)		「国内行動計画」策定	商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口設置	
昭和54年 (1979)	国連「女子差別撤廃条約」採択			
昭和55年 (1980)		「国際婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	「県婦人問題行政推進会議」設置	
昭和60年 (1985)	「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布「女子差別撤廃条約」批准		
昭和61年 (1986)		婦人問題企画推進部の構成を全省庁に拡充婦人問題企画推進有識者会議開催	「女性のための実施計画書」策定	
昭和62年 (1987)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の策定		
平成3年 (1991)		「育児休業法」公布		
平成5年 (1993)	国連「女性に対する暴力の撤廃に関する提言」採択	中学校で技術・家庭科の男女共修開始		
平成6年 (1994)		高等学校で家庭科の男女共修開始	「ハーモニープランくまもと」策定	
平成7年 (1995)	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」公布改正(介護休業制度の法制化)		

年号	国際的な動き	日本の動き	熊本県の動き	嘉島町の動き
平成8年 (1996)		男女共同参画推進連携 会議発足「男女共同参 画2000年プラン」策定		
平成9年 (1997)		「介護保険法」公布		
平成11年 (1999)		「男女共同参画社会基 本法」公布・施行		
平成12年 (2000)	国連特別総会「女性20 00年会議」(ニューヨー ク)	「男女共同参画基本計 画」策定 「ストーカー行為等の規則 等に関する法律」施行	環境生活部に男女共同 参画課設置	
平成13年 (2001)		男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に 関する法律」公布・施行	熊本県男女共同参画計 画「ハーモニープランくま もと21」策定	
平成14年 (2002)			「熊本県男女共同参画 推進条例」施行	
平成15年 (2003)		次世代育成支援対策推 進法・少子化社会対策 基本法公布・施行	環境生活部に男女共同 参画パートナーシップ推 進課設置	
平成16年 (2004)		「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に 関する法律」改正		
平成17年 (2005)	国連「北京+10」世界 閣僚級会合 (ニューヨー ク)	「男女共同参画基本計 画」(第2次策定)	「配偶者等からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する基本計画」策定	
平成18年 (2006)			熊本県男女共同参画計 画「ハーモニープランくま もと21」改定	男女共同参画推進会議 設置(8月) 男女共同参画社会推 進懇話会設置(11月)
平成19年 (2007)				「男女共同参画に関する アンケート」実施
平成22年 (2010)	国連「北京+15」世界 閣僚級会合 (ニューヨー ク)	「男女共同参画基本計 画」(第3次策定)		「実現に向けての提言 書」提出(3月) 「嘉島町男女共同参画 計画」策定 (12月)
平成23年 (2011)	UN Women正式発足		熊本県男女共同参画計 画「ハーモニープランくま もと21」改定	上益城5町による「上益 城地域男女共同参画連 絡会議」を設置

年号	国際的な動き	日本の動き	熊本県の動き	嘉島町の動き
平成24年 (2012)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	女性総合支援事業開始	「上益城地域男女共同参画連絡会議」主催の啓発事業開始
平成25年 (2013)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正「日本再興戦略」平成25年6月14日閣議決定の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる。		「上益城地域男女共同参画連絡会議」主催の啓発事業inかしまの開催
平成26年 (2014)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる	熊本県女性の社会参画加速化会議発足	
平成27年 (2015)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 国連サミットでSDGsが採択され、SDGsの第5の目標として「ジェンダー平等を実現しよう」が取り上げられる	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「男女共同参画基本計画」(第4次策定)	熊本県女性の社会参画加速化会戦略策定	
平成28年 (2016)				第2次嘉島町男女共同参画計画の策定
平成31年 (2019)	G20大阪サミットが開催される	女性の労働参画、女児教育支援、女性起業家支援にフォーカスした女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベントが開催される		町民会館にて男女共同参画セミナーの開催

2. 計画の目的

嘉島町では、平成28年3月に「女と男が認め合いともにかがやく水の郷づくり」を基本理念に「第2次嘉島町男女共同参画計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

このたび、この計画期間が終了することに伴い、これまでの施策の成果と課題を踏まえ、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた町づくりを推進するため、「第3次嘉島町男女共同参画計画」を策定します。

3. 計画の性格と期間

- (1)この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、本町における「男女共同参画計画」として男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針となるものです。
- (2)この計画は、国や県の男女共同参画基本計画を踏まえたうえで、嘉島町総合計画及びその他の計画等との整合性を図っています。
- (3)この計画の基本目標Ⅲ「配偶者等に対する暴力の根絶」に係る施策を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法という。）第2条の3第3項に基づく「嘉島町DV防止基本計画」として位置付け、町はこの計画に沿って施策を推進することとします。
- (4)この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「嘉島町女性活躍推進計画」と一体的に策定するものです。
- (5)計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 基本理念 及び 基本目標

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 計画体系図

第2章 基本理念及び基本目標

1 基本理念

ひと ひと

女と男が認め合いともにかがやく水の郷づくり

2 基本目標

I 男女共同参画社会を目指す意識づくり

男女の固定的な役割分担意識をなくし、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、家庭や地域・学校・職場等において、あらゆる機会を活用し、意識啓発を促進します。

II さまざまな分野における男女共同参画の推進

さまざまな分野での政策や方針の決定の場において女性の参画を拡大するとともに、家庭や地域生活、職場など、男女がともに支えあいながら充実した生活ができるよう、環境整備に努めます。

III 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶に向け、意識啓発や教育を充実させるとともに、関係機関と連携して被害者を支援する体制を強化します。

IV 男女が安心して暮らせる環境づくり

男女がともに生き生きと心豊かに生活を送れるように、生涯にわたる健康づくりの推進と誰もが安心して暮らせるような町づくりを目指します。

V 計画推進体制の強化

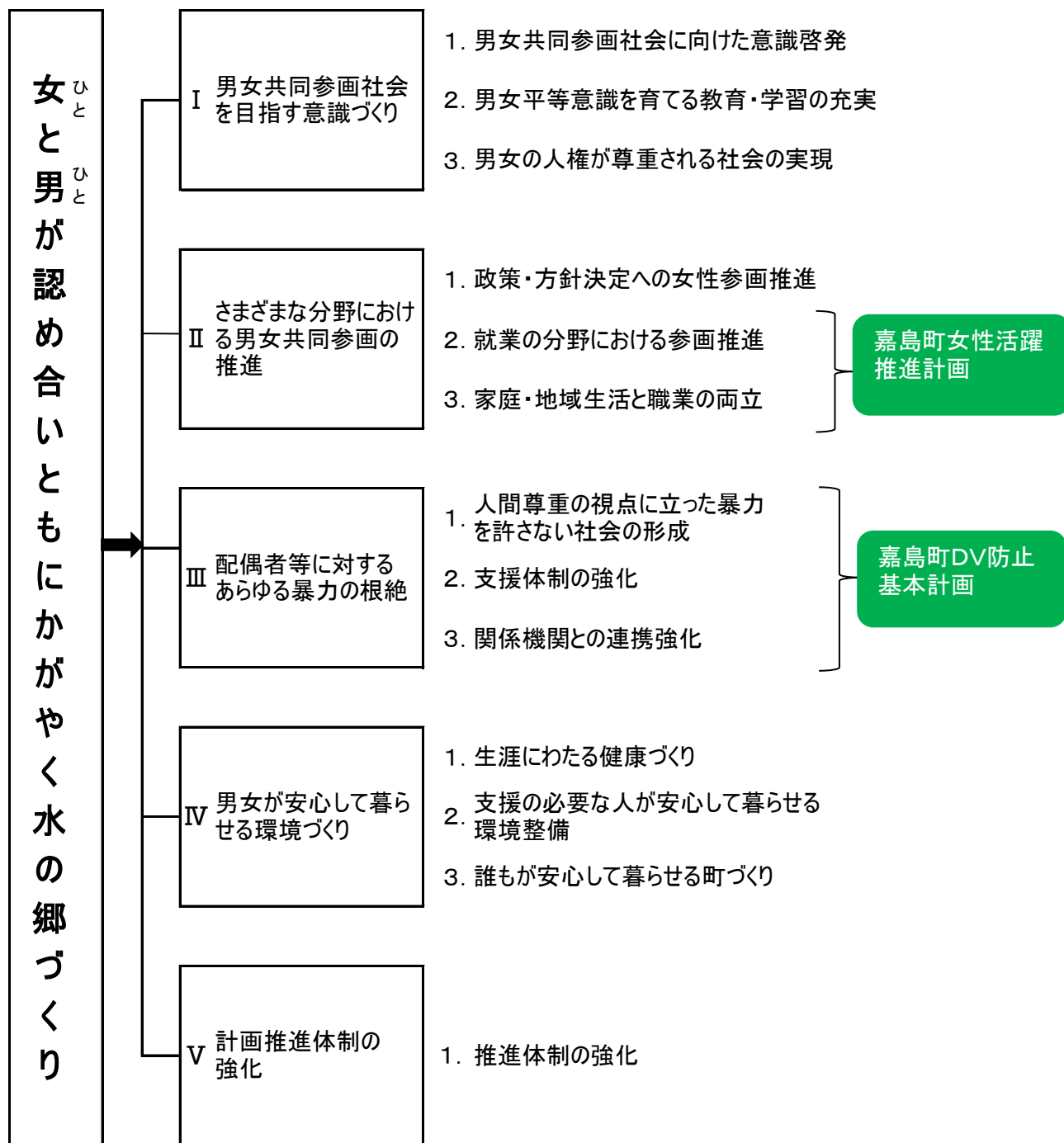
本計画に基づき、様々な施策を総合的かつ効果的に推進するため、適切に進捗管理を行うとともに、関係機関との連携を強化し、男女共同参画社会を推進します。

3 計画体系図

<基本理念>

<基本目標>

<取組み>



第3章 基本目標とその取り組み

- I 男女共同参画社会を目指す意識づくり
- II さまざまな分野における男女共同参画の推進
- III 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
- IV 男女が安心して暮らせる環境づくり
- V 計画推進体制の強化

第3章 基本目標とその取り組み

I. 男女共同参画社会を目指す意識づくり

【現状と課題】

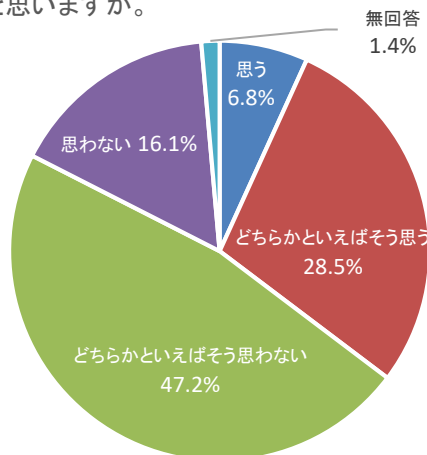
令和元年11月に熊本県が実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」では、「男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が実現されていると思いますか」という設問に対し、「そう思う」と回答した割合が35.3%、「そう思わない」と回答した割合が63.3%となっております。

また、「あなたは、男女の地位は平等になっていると思いますか」という設問に関しては、「平等」と回答した人の割合が17.6%である一方、「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合が58.8%となっております。

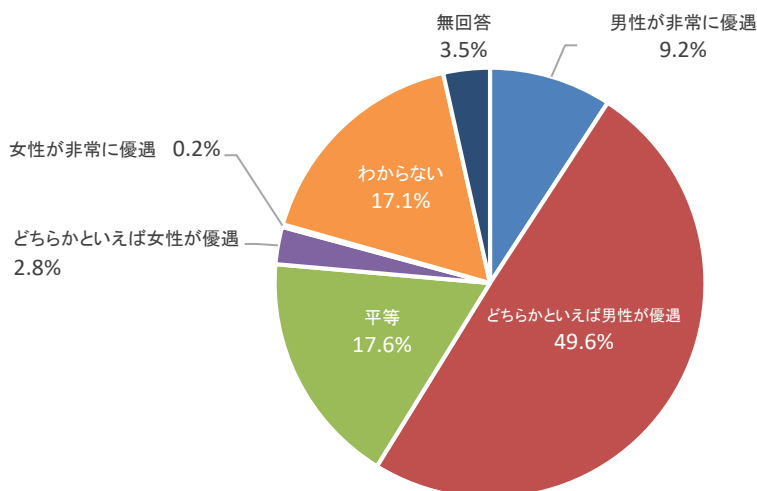
県内では依然として男性優位の社会であるという認識が一般的です。性別に関係なく、全ての人が個性と能力を発揮できる社会を実現するためには、地域・学校・職場等、あらゆる場面において、町全体が一体となって意識づくりに取り組んでいくことが求められます。

※男女共同参画に関する県民意識調査報告書 令和元年11月調査 より

あなたは、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が実現されていると思いますか。



あなたは、男女の地位は平等になっていると思いますか。



I－(1) 男女共同参画社会に向けた意識啓発

No.	具体的な施策	担当課
1	男女共同参画基本法など、各種法令・制度・計画について周知を図ります。	企画情報課
2	広報かしまやホームページ等を活用して、住民の男女共同参画への理解(女性だけの問題でなく男性の問題でもあることなど)を深めます。	企画情報課
3	社会における性別役割分担意識に基づく慣行・慣習・制度を見直すための意識啓発を推進します。	社会教育課
4	家庭の中の役割分担意識を見直す機会を設けるなど、男女の意識づくりの施策を充実します。	社会教育課
5	男女共同参画社会を推進するため、男女共同及び人権尊重をテーマにした講演会や研修会・講座等の開設により啓発活動を推進します。	企画情報課 社会教育課
6	男女共同参画に係る講演会や研修会・講座等に参加し、知識習得や情報収集に努めます。	企画情報課
7	管内企業等へ、男女雇用機会均等法、育児休業法、介護休業法の遵守等の啓発を図ります。	企画情報課
8	各種団体等へ各種法令や計画等の周知、及び啓発事業への参加を促します。	企画情報課
9	町職員が正しい認識をもち、地域でも実践できるような職員研修の実施を図ります。	総務課

I - (2) 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

No.	具体的な施策	担当課
1	学校における男女の差別・役割分担意識の解消に努めます。	学校教育課
2	教職員や保育者を対象に、学習・研修の充実や意識啓発を行い、資質の向上を図ります。	福祉課
		学校教育課
3	学校教育において、一人ひとりの個性や能力を尊重するとともに、人権の尊重、男女平等、相互理解について、学習・指導の充実を図ります。	学校教育課
4	総合的な学習や体験的な学習を通して、男女共同参画についての理解を深めます。	学校教育課
5	学校教育において、国際理解のための学習推進として、英語指導助手を活用します。	学校教育課
6	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性や適性に応じた進路指導を推進します。	学校教育課
7	家庭において、男女が相互に人権を尊重し、助け合えるよう、育児学級等を開催し、学習機会の充実に努めます。	町民保険課
8	地域、職場等における慣習・慣行・制度について、男女共同参画の視点に立って見直すための啓発活動を促進します。	企画情報課
		社会教育課
9	地域社会において、男女共同参画を促進するため、中心となって活動するリーダーの養成に努めます。	企画情報課
10	女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できる力を身につけるための学習の機会を支援します。	企画情報課

I－(3) 男女の人権が尊重される社会の実現

No.	具体的な施策	担当課
1	男女共同参画の問題を人権問題の中の一つとして位置づけ、町民一人ひとりが人権尊重の視点に立って考え、行動できる力を身につけられるような人権教育を推進します。	社会教育課
2	保育所や認定こども園において、自分の命も人の命も大切という、乳幼児期からの人間尊重の保育を推進します。	福祉課
3	未来を担う子どもたちに、男女が協働して参画する社会づくりのための基礎力の向上を養う教育を推進します。	学校教育課
4	町職員を対象に人権問題研修会を開催し、男女差別をはじめとする様々な差別解消に向けての意識の高揚をはかります。	総務課
5	男女平等の意識を育むため、性や男女の在り方について、児童・生徒の心身の発達段階に応じた性教育を推進します。	学校教育課
6	男女の人権尊重の視点から、町のあらゆる施策を男女共同参画の視点で点検します。	企画情報課
		社会教育課

I.【成果目標】

No.	項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
1	男女が性別にかかわらず個性と能力を 発揮できる社会が実現されていると 感じる人の割合	35.3% (男女共同参画に関する 県民意識調査報告書)	40.0%

II. さまざまな分野における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画を実現するためには、あらゆる分野での政策や方針の意思決定過程の場において、女性の参画を拡大し、意見や考えを十分に反映させていくことが重要です。

国の第5次男女共同参画基本計画においても、「基本的な視点及び取り組むべき事項」として、「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める」と明記されており、指導的地位にある人々の性別に偏りがなような社会を目指す姿勢が示されています。

本町においては農業、商工業等の自営業に従事している女性も多く、生産や経営面において重要な役割を担いながらも、その役割に見合った評価がされていない実態があります。

男女がともに家事や育児、介護にかかわり、地域の活動等、あらゆる分野で活躍し、充実したワーク・ライフ・バランスが保てるよう、行政、地域社会、企業が一体となって環境整備を推進していきます。

【本町における女性の登用状況】

地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況 (令和2年4月1日現在)

第202条の3に該当する審議会等数	20	うち女性委員のいる審議会等数	13
総委員数(人)	334	うち女性委員数(人)	36
		女性委員比率(%)	10.8

地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性の登用状況 (令和2年4月1日現在)

委員会名	委員総数	うち女性委員数(人)	女性委員割合(%)
教育委員会	4	2	50.0
選挙管理委員会	4	0	0.0
監査委員	2	0	0.0
農業委員会	17	2	11.8
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0

町議会議員に占める女性の割合 (令和2年4月1日現在)

条例定数	議員総数(人)	うち女性の数(人)	女性議員割合(%)
11	11	0	0.0

町女性職員の役職登用状況 (令和2年4月1日現在)

	課長級	係長級	役付計	職員総数
総数	17	33	50	93
女性の数	1	13	14	28
女性の割合(%)	5.9	39.4	28.0	30.1

Ⅱ－(1) 政策・方針決定への女性参画推進

No.	具体的な施策	担当課
1	審議会や委員会などに女性の登用を進め、政策や方針決定に男女の意見を取り入れた町政を推進します。	総務課
		企画情報課
		福祉課
		町民保険課
		農政課
		建設課
		都市計画課
		学校教育課 社会教育課
2	県等が主催する女性リーダーの育成を目的とした講座に積極的な参加を促します。	企画情報課
3	さまざまな活動を行っている団体・グループ、個人などの協力を得て人材発掘を行う情報の収集に努めます。	企画情報課

Ⅱ－(2) 就業の分野における参画推進【嘉島町女性活躍推進計画】

No.	具体的な施策	担当課
1	広報誌等を通じて女性の労働条件や、就業環境の向上を図るため、男女の均等な雇用機会と待遇の確保について法制度の周知・啓発活動に努めます。	企画情報課
2	農業、商工業等の自営業に従事する女性が、対等なパートナーとして参画できるよう啓発活動に努めます。	企画情報課
		農政課
3	自営業の担い手となっている女性が、知識や技術を習得できるよう、各種研修会等の学習機会の充実に努めます。	企画情報課
		農政課
4	男女が家族の一員としての責任を果たしながら働き続けることができるよう、育児休業・介護休業制度等の活用について周知・啓発活動に努めます。	総務課
		企画情報課
5	育児・介護休業制度を活用した事例を紹介しながら、男女がともにスムーズな休業取得や職場復帰ができる環境づくりに努めます。	総務課
6	職場でのセクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)やパワーハラスメント(権力を使った嫌がらせ)防止のため、広報や啓発を行います。	総務課
		企画情報課
7	商工会と連携して、創業支援ワンストップ相談窓口の設置や創業支援セミナーを開催して、創業希望者を支援します。	企画情報課
8	企業や団体等へパンフレット等を配布し、女性登用の啓発を行います。	企画情報課
9	特定事業主行動計画に基づき、女性職員を多様なポストに積極的に配置し、男性職員の育児参画を進め、育児休業等からの円滑な復帰が可能となるよう、必要な支援を行います。	総務課

Ⅱ－(3) 家庭・地域生活と職業の両立【嘉島町女性活躍推進計画】

No.	具体的な施策	担当課
1	男女がともに協力しあう家庭をつくるために、広報誌、セミナー等を通じてワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を推進します。	企画情報課
2	保育サービスや相談窓口の充実により、サービス利用の促進を図ります。	福祉課
3	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的な支援施策を展開していきます。	福祉課
4	子育てサークルなど、地域住民による子育て支援活動を支援します。	福祉課
5	ファミリー・サポート・センターの周知に努め、利用増進を図ります。	福祉課
6	放課後児童クラブの周知に努め、施設を充実させ、利用増進を図ります。	福祉課
7	子育てに関する情報の提供、及び育児についての相談窓口の充実を図ります。	福祉課
		町民保険課
8	児童虐待等が社会問題になっているなか、子育てに関する相談体制の整備を図ります。	福祉課
9	男性も育児に参加し、親としての認識を深めることができるよう、保護者参観などに参加しやすい環境づくりに努めます。	学校教育課
10	男性が参加しやすい育児や介護教室の企画運営に努めます。	町民保険課
11	乳幼児の健全な育成と保護者の経済的負担の軽減のため、医療費助成を図ります。	町民保険課

II. 【成果目標】

No.	項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
1	地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等の女性の登用率	10.8%	20.0%
2	嘉島町特定事業主行動計画の対象 の女性職員の管理職(課長級)の割 合	5.9%	10.0%
3	嘉島町特定事業主行動計画の対象 の男性職員の育児休業取得率	12.5%	15.0%
4	通常保育事業の保育所数・定員数	10保育所 定員688名	12保育所 定員730名
5	病児・病後児保育事業の実施箇所 数	2か所	2か所
6	放課後児童クラブの実施小学校数・ クラブ数	小学校数2 クラブ数6	小学校数2 クラブ数7

Ⅲ. 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶【嘉島町DV防止基本計画】

【現状と課題】

ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等、あらゆる暴力は男女共同参画社会の形成における大きな課題であり、重大な人権侵害です。

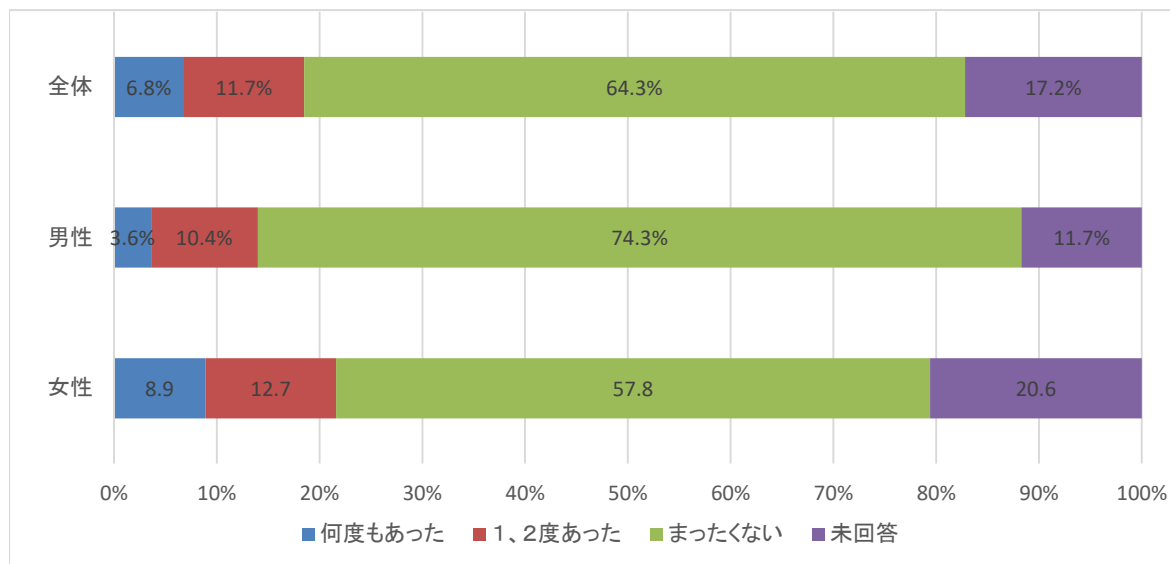
熊本県の県民意識調査によると、女性の約5人に1人、男性の約7人に1人が、配偶者等から身体的暴力や心理的攻撃または性的強要を受けた経験があると回答し、またその4割は誰にも相談しておらず、公的機関等への相談も非常に少ない状況です。

さらに最近では、配偶者以外の恋人や交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も問題となっています。

これらのことから、本町においても、これまで以上に配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発や教育を進めるとともに、被害者の安全確保をはじめ、相談体制の整備や支援について、関係機関と連携して取り組んでいきます。

※男女共同参画に関する県民意識調査報告書 令和元年11月調査より

配偶者がいる方にお尋ねします。あなたは、配偶者等から身体的暴力や心理的攻撃や経済的圧迫や性的強要を受けたことがありますか。



Ⅲ－(1) 人間尊重の視点に立った暴力を許さない社会の形成

No.	具体的な施策	担当課
1	広報誌、ホームページ等を活用して、広く町民に対する普及啓発を行います。	福祉課
		社会教育課
2	人権擁護委員等の活動を通して、人権尊重意識の啓発を図ります。	福祉課
3	交際相手等からの暴力を防止するため、また、将来、女性に対する暴力の被害者にも加害者にもならないようにするため、若年層を対象に知識を深める機会を設けます。	学校教育課
4	教育委員会と学校、地域、関係機関が連携し、児童、生徒に対して非暴力コミュニケーションや性犯罪からの護身等の教育を充実します。	学校教育課
5	地域において、DVへの理解を深めるため、講師の派遣等、学習機会の充実を図ります。	社会教育課
		福祉課
6	DV被害者を早期に支援するため、地域や職場、教育現場での研修・会議等を計画的に実施します。	学校教育課
		福祉課
7	医療関係者等の職能団体と連携し、被害者の発見と通報や情報提供について周知するための研修会等を実施します。	福祉課
		町民保険課

Ⅲ－(2) 支援体制の強化

No.	具体的な施策	担当課
1	DVに関する相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知を図ります。	福祉課
		町民保険課
2	住民に対して、DV等の被害にあった場合、すぐに相談することができるよう、行政機関等が開設している相談窓口の周知を行います。	福祉課
		町民保険課
3	高齢者・障がい者については、DVが潜在化しやすい傾向があるので、相談や福祉サービスを通じて被害者の発見と相談活動を充実します。	福祉課
		町民保険課
4	子どもがいる場合や高齢者、障がい者、精神疾患や認知症がある場合等には、関係機関と連携して対応します。	福祉課
		町民保険課
		学校教育課
5	被害者に対する相談対応と適切な助言をおこなうため、専門研修を受講するなど、女性相談員の資質向上を図ります。	福祉課
6	加害者からの追及に対し、被害者保護の観点から加害者側の問い合わせに答えられないなど、関係機関が連携して対応を行います。	福祉課
		町民保険課
7	自立支援について相談のあった被害者に対し、各担当窓口において被害者の身上に配慮した適切な対応を行います。	福祉課
		町民保険課
8	児童虐待防止の関係機関と連携し、DVのある家庭の子どもの安全確保を図り、日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう、学校、保育園等において丁寧な対応を行います。	福祉課
		学校教育課
9	暴力を受けた女性にカウンセリング専門機関や専門医の情報を提供し、精神的・肉体的に立ち直るための支援を行います。	福祉課

Ⅲ－(3) 関係機関との連携強化

No.	具体的な施策	担当課
1	県や関係機関、地域住民等と連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全、安心な町づくりを一層推進します。	総務課
2	青少年の健全育成を目的として、県や警察など関係機関との連携を強化し、性や暴力に関する有害環境の浄化活動を促進します。	福祉課 社会教育課
3	女性に対する暴力や児童虐待等の防止に取り組む団体等と連携し、その活動を支援します。	福祉課
4	庁内に設置した「男女共同参画推進会議」にて、DVの防止や、被害者の支援に対して、重点的に取り組んでいきます。	企画情報課

Ⅲ.【成果目標】

No.	項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
1	要保護児童対策及びDV防止対策等 地域協議会における代表者会議、実務 者会議、個別ケース検討会議の合計開 催数	※3回	10回

※令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、会議の合計開催数が3回となりました。

IV. 男女が安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

すべての人がそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いの違いを十分に理解し、思いやりを持って心身ともに健康で充実した生活を送ることが大切です。

特に女性は、妊娠や出産、更年期、高齢期等において女性特有の健康上の問題も多いため、男性も女性もそのことに留意するなど、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点が重要です。

男女がともに生涯を通じて健康でいられるよう、健康診査を充実させ、健康づくりを推進するとともに、高齢者や障がいのある人のほか、ひとり親などさまざまな困難を抱える人々が、安心して日常生活を送り、自立した社会生活ができるよう、環境整備を進めていきます。

また、防災や防犯活動等に関しても、男女共同参画の視点を盛り込み、誰もが安心して暮らせる町づくりを推進していきます。

【令和元年度本町における男女が安心して暮らせる環境整備状況】

健康づくりの推進

各健康診査業務	受診率・実施率
特定健診	59.5%
特定保健指導	70.5%
胃がん	16.4%
大腸がん	16.2%
肺がん	17.3%
乳がん	35.9%
子宮がん	24.4%

高齢者、障がいのある人やひとり親などさまざまな困難を抱える人への支援

高齢者バス・タクシー優待乗車券交付事業	利用者対象者数	1,230人
ネットワーク会議を通して、地域で見守り、把握	会議参加回数	26回
地域サロンリーダー養成事業(隔年)	開催回数	4回
脳いきいきサポーター養成事業	開催回数	8回
嘉島町特別支援連携協議会の開催	開催回数	2回
ひとり親家庭等医療費助成	助成総額	15,000千円

防災・防犯等の活動

防犯パトロール事業	パトロール回数	60回
消防団確保事業	団員数	331人
交通安全教室開催事業	開催回数	14回

IV－(1) 生涯にわたる健康づくり

No.	具体的な施策	担当課
1	健康問題についての啓発や情報提供に努め、女性が容易に相談できる体制を推進します。	町民保険課
2	飲酒、喫煙、薬物乱用などが心身に及ぼす影響についての認識の啓発を行います。	町民保険課 学校教育課
3	思春期の男女に、性と生殖に関する健康の重要性について学習の機会を提供します。	町民保険課 学校教育課
4	誰もが気軽に参加できるスポーツ教室や、健康増進、生きがいのための各種教室の開催を推進します。	社会教育課
5	思春期、妊娠期、出産期、更年期、高齢期など、人生の各ステージを通して女性の健康保持・増進対策を推進します。	町民保険課
6	HIV感染、エイズに関する正しい知識の啓発や予防に関する教育を推進します。	町民保険課 学校教育課
7	生涯を通して健康でいられるよう、健診の充実や健康づくりの推進に努めます。	町民保険課

IV－(2) 支援の必要な人が安心して暮らせる環境整備

No.	具体的な施策	担当課
1	一人暮らしや高齢者世帯でも安心して暮らせる環境づくりや、いつまでもいきいきとした生活が送れるような健康づくりに努めます。	福祉課
		町民保険課
2	高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進を図ります。	福祉課
		町民保険課
3	シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の社会参加の促進を図ります。	福祉課
4	仲間づくりをしながら生きがいを見出せるよう、老人クラブ等の育成に努めます。	福祉課
5	男女が介護等を協力して担うことができるよう、講座等を開催し、意識改革と知識習得の推進に努めます。	企画情報課
		福祉課
6	障がいのある人が自身の能力を発揮するため、意識を持って社会参画し、自立した生活が送られるよう、環境づくりを支援します。	福祉課
7	障がいのある人が必要なサービスを必要な時に受けることができるよう、福祉サービスの提供を推進します。	福祉課
8	ひとり親家庭に対する各種施策の周知に努めます。	福祉課
9	ひとり親家庭等の世帯が、地域や家庭で安心して生活ができるよう、経済的自立に向けた支援と、生活する上での悩みや問題を解消するための相談体制の充実を図ります。	福祉課

IV－(3) 誰もが安心して暮らせる町づくり

No.	具体的な施策	担当課
1	地域における女性も含めた防災活動への積極的な参加を促進します。	総務課
2	女性の防犯活動への積極的な参加を促進し、女性の視点に立った防犯活動を推進します。	総務課
3	誰もが安心して暮らせるための犯罪防止に関する研修会を推進します。	総務課
4	誰にもやさしい町づくりを推進するために、今後整備する公共施設にユニバーサルデザインを取り入れます。	総務課
		企画情報課
		福祉課
		町民保険課
		農政課
		建設課
		都市計画課
		学校教育課
社会教育課		
5	ユニバーサルデザインを普及させる広報活動を行います。	建設課

IV. 【成果目標】

No.	項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
1	特定健診受診率	59.5%	60.0%
2	自主防災組織育成事業の訓練等回数	0回	1回

V. 計画推進体制の強化

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成には、町が一体となって取り組み、国や県、事業所等の関係機関との連携をより強化し、協働で様々な施策を総合的に推進する必要があります。

具体的には、町職員一人ひとりが男女共同参画づくりの重要性を認識し、関係課のみの取り組みではなく、業務全体を通じて推進を図っていくとともに、嘉島町男女共同参画推進会議において、全庁的かつ総合的に進捗管理を行い、必要に応じて施策の見直しを図っていきます。

また、学識経験者や各種団体の代表者等による嘉島町男女共同参画社会推進懇話会を開催し、課題の抽出や施策の改善を図るなどして、施策等に反映していきます。

V－(1) 推進体制の強化

No.	具体的な施策	担当課
1	全庁的な取り組みの推進を図るため、内部に設置した「男女共同参画推進会議」において、施策検討や、必要に応じた施策内容の見直しを随時行います。	企画情報課 (男女共同参画推進会議事務局)
2	男女共同参画社会に向けた正しい認識や意識の浸透を図るため、研修等による意識改革を進めます。	企画情報課
3	住民意識の把握や様々な課題を検討します。また、計画の進捗状況についての確認を行います。	企画情報課
4	定期的な提言の見直しや、新たな課題に対する施策の立案、推進に関して必要な助言を得るため、継続的に懇話会を開催します。	企画情報課
5	男女共同参画社会の実現を目指すためには、町民の協力が必要であることからこの計画の周知を図ります。	企画情報課

資料編

◎用語の説明

用語の説明

男女共同参画社会 基本法	平成11年6月23日公布、施行。 男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的にするために制定された。
女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	平成27年9月4日公布、施行。 これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等※)に義務付けられた。 ※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあつては努力義務
育児・介護休業法	(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者に関する法律) 1歳に満たない子を養育する労働者、家族の介護を必要とする労働者は、男女を問わず一定期間休業できる育児(平成4年度から)・介護(平成11年度から)のための制度。
固定的な性別役割 分担意識	「男は仕事、女は家庭」というように、男女ははじめから性別によって適した役割や能力、活動する分野があり、それを分担しあうのが当然だとする固定観念。
ジェンダー	「男らしさ、女らしさ」など、それぞれの性にふさわしいとされる行動や態度など、社会的に形成された性別。
パートナーシップ (協働)	協働、連携と訳される。パートナーシップの下では、行政、市民各種団体、ボランティア、企業などさまざまな主体がそれぞれの個性や特性に応じた役割を十分に果たし、お互いを尊重し、協力、連携してよりよい社会づくりに取り組むこと。
セクシュアルハラスメント	性的いやがらせのこと。職場において行われる性的な言動などにより、女性労働者が意欲や能力を減退させることに人権問題がある。セクハラは交際を求めるなどの対価型と性的な言動により女性労働者の就業環境を害する環境型に分類される。
リプロダクティブ・ヘルス ／ライツ(性と生殖に 関する健康と権利)	1994年カイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の重要な人権の一つである。 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

仕事と生活に調和 (ワーク・ライフ・バランス)	一人ひとりが、それぞれの人生の段階(ライフステージ)の状況に応じて、自らの希望するバランスで様々な活動に関わりながら暮らすことができる状態を言う。
積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標設定や女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。
ドメスティックバイオレンス(DV)	夫やパートナーなど、近親者間の暴力。暴力行為、話しかけても返事がないというネグレクト、人権に関する言動を行う心理的暴力など多様な問題現象である。
デート DV	交際中の相手からの暴力のこと。身体や心への暴力はもちろん、束縛も相手を支配しようとする暴力として含まれる。
DV 防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナー等からの暴力の防止及び被害者の保護救済を目的として、平成13年に制定された。 平成25年の改正により、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。
エンパワーメント	女性が自らの状況の中で課題や問題を自覚し、それをつくり出している社会の構造に気づき、変えようと行動するための能力・意欲をつけること。
バリアフリー	建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者に配慮をすること。
ユニバーサルデザイン	障がい者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
持続可能な開発目標(SDGs)	国連の持続可能な開発のための国際目標であり、17 のグローバル目標と169 のターゲット(達成基準)からなる。SDGsとは、Sustainable Development Goals の英語の頭文字と最後のスペルをとったものである。また、その中にも232 の指標がある。

第3次嘉島町男女共同参画計画

ひと ひと
～女と男が認め合い ともに輝く水の郷づくり～

令和3年3月

発行： 嘉島町 企画情報課

所在地： 〒861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530番地

TEL： 096-237-2641

FAX： 096-237-2359

E-mail： kikaku@town.kashima.kumamoto.jp